

依頼者 GDLAB合同会社

検体名 GDコーティング

一般財団法人

日本食品分析センター

東京都渋谷区元代々木4-52番1号



2017年(平成29年)10月02日 当センターに提出された上記検体について分析試験した結果は次のとおりです。

分析試験結果

分析試験項目	結果	定量下限	注	方法
器具及び容器包装規格試験(合成樹脂)	1
一般規格
溶出試験	2
重金属	限度内
過マンガン酸カリウム消費量	限度内(0.5 µg/ml以下)

注1. 食品, 添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第3のDの2合成樹脂製の器具又は容器包装。区分: 使用温度, 100℃以下

注2. 金属板に塗布された検体について試験した。

以 上

依頼者 GDLAB合同会社

検体名 GDコーティング

一般財団法人

日本食品分析センター

東京都渋谷区元代々木町152番1号



2017年(平成29年)10月02日 当センターに提出された上記検体について分析試験した結果は次のとおりです。

分析試験結果

分析試験項目	結果	定量下限	注	方法
器具及び容器包装規格試験(合成樹脂)	1
一般規格
溶出試験	2
重金属	限度内
過マンガン酸カリウム消費量	限度内(0.5 µg/ml以下)

注1. 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第3のDの2合成樹脂製の器具又は容器包装。区分:使用温度, 100℃を超える

注2. 金属板に塗布された検体について試験した。

以 上